

令和 5 年 7 月 会 議
第 37 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

(閱 覧 用)

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和5年7月18日(火)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

| | | | |
|--------|--------|---------|------|
| 議席番号1番 | 森山謙治 | 議席番号9番 | 鈴木洋一 |
| 議席番号2番 | 比留川スミ江 | 議席番号10番 | 栗原良晴 |
| 議席番号3番 | 笠間保一 | 議席番号11番 | 橘川利一 |
| 議席番号4番 | 細谷則子 | 議席番号12番 | 加藤栄三 |
| 議席番号5番 | 見上智 | 議席番号13番 | 新倉賢一 |
| 議席番号6番 | 多田平雄 | 議席番号14番 | 古塩貞夫 |
| 議席番号8番 | 比留川晴雄 | | |

欠席委員

出席推進委員

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 第1地区担当 | 高橋重雄 | 第3地区担当 | 志澤輝彦 |
| 第2地区担当 | 内藤昭宏 | | |

欠席推進委員

傍聴人 2名

提出した議案

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第32号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について
報告第6号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 山 豊 |
| 次 長 | 三 枝 利 行 |
| 総 括 副 主 幹 | 森 山 由起子 |
| 主 事 | 鈴 木 孝 治 |
| 主 事 | 小 林 優 |

15時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）定刻になりました。（会長挨拶）

ただ今より第37回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、13名、推進委員は3名、全員でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

なお、本日は傍聴の申し出が2名からありましたので、綾瀬市農業委員会傍聴規則に基づき傍聴の許可をいたしますのでご報告いたします。それでは、傍聴人に入場していただきます。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、4番 細谷委員、5番 見上委員のご両名にお願い申し上げます。

次に次第4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹）（諸般の状況報告及び今後の予定報告）

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。法第5条許可申請2件 3,081平方メートル、法第3条届出2件 1,970平方メートル、法第4条届出1件 203.07平方メートル、法第5条届出4件 53,035.78平方メートル、法第6条農地所有適格法人の事業等の報告1件 5,734平方メートル、合計10件 64,023.85平方メートルでございます。

なお、右側の欄に今年の案件累計を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より次第5の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりましては、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番でございます。

申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。申請地は

■、地目、畑、地積2,347平方メートルでございます。

転用目的は駐車場、転用理由は建設工事に伴う従事者用駐車場用地確保のため、一時転用時期は令和7年5月31日までとのことでございます。

権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、5ページの案内図をご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、資料1、2ページ4に記載のとおり、主にPPシートを敷いた上に碎石舗装し、転圧します。また、出入り口にはチェーンを設置、境界には単管パイプを設置し、外部からの進入を防止します。工期は資料5ページのとおり許可日から令和7年5月31日まででございます。土地利用計画につきましては、資料4ページをご参照ください。主に駐車場として利用いたします。

周囲への防除対策といたしましては、土砂の流出を防止するため敷地外周に高さ10センチの土留め板で仕切ります。場内は碎石舗装のため、雨水は自然浸透処理をいたします。

以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）それでは議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番の調査結果を報告させていただきます。本件につきましては、7月14日9時より、第4班の新倉委員、加藤委員と私のほか、事務局2名と合わせて5名で現地調査を実施いたしました。なお本日の案件の調査は、このメンバーで実施をいたしましたことを冒頭申し添えておきます。現地は、XXXXXXXXXX 2347平方メートルで、きれいな耕運状態であり、農地として適正に管理がなされておりました。今回の申請は、期間限定の一時に転用による駐車場設置となっております。工法は、雨水自然浸透施行で、民地への砂利等の流失対策もとらえているものとなっております。

また、この工法であれば、期間終了後は容易に原状復帰がなされるものと推察をいたします。以上のことから、第4班といたしましては、転用はやむを得ないものと判断をいたしました。皆様の御審議よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、

参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]、地目、畑、地積2,347平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 ([REDACTED]君) 皆さんこんにちは。今回の申請につきまして委任を受けました[REDACTED]の[REDACTED]でございます。また、隣に[REDACTED]の技術者の方、一緒に同席させていただきます。

転用を行う理由と、この地を選定した理由について、皆さんも御承知のように、[REDACTED]に建設します[REDACTED]に伴います工事用車両、関係者ですね、工事関係者の車両の駐車場ということで、当該農地の一時転用をお願いしたいということでございます。本工事建設に対しましてですね、多くの関係者が携わることから、多くの車両が駐車できるスペースの確保が必要となっております。

条件に合う土地を探しましたら見つからず、当該必要とする78台分の、収容できる駐車場を、こちらのほうをですね、地権者の御理解を得て、ここに申請をして選定したということでございます。

続きまして、土地利用計画でございますが、工事関係車両によって整備し、申請目的以外に使用いたしません。工事終了後にはですね、確実に農地に復元させていただきます。

施設概要につきましては整地後に、土留め工事、防水浸透シートを敷いてその上に砕石舗装ということで行わせていただきます。

転用計画と周辺への防除対策等について、許可後、駐車場整備工事を行ってですね、本工事終了後、先ほど言います復元工事を行いますとともに、周辺の防除対策でございます。

が、隣地から50センチ程度、間隔あけて土留めでということでございます。その土留めにつきましてはですね、資料にございますように、浸透計算をした中で、本来であれば、5センチのところを50センチの高さで、土留めをするということでございます。それによってですね、土砂雨水の流出を徹底することでございます。

また周辺で栽培する、農作物の生育に影響を与えてはいけないということからですね、駐車場内には街灯は設置いたしませんので、御了承願いたいと思います。

工期並びに工事期間中の安全対策でございますが、許可後を2か月かけて、整備工事を行い、本体で工事、■■■■ですね、その工事完了後ですね、2か月間かけて復元工事を行いますということです。

工事期間中の安全対策としましては、駐車場の工事に伴います警備員を配置させていただきます。

隣接耕作者と周辺地域への説明状況です、周辺地域の説明状況ということでございますが、こちらにつきましては、隣接農家から方につきましては、既に、整備工事の説明を行って御理解をいただいて同意書をいただいております。

また周辺地域へのですね、住民の方の説明につきましても、工事着手前に近隣の方々、工事の案内を配布し、注意等周知をさせていただくこととしております。

施設の管理計画につきましてはですね、敷地周辺を単管パイプ及びプラネット等で囲って部外者の侵入を防ぎ、出入口にはプラチェーンで閉鎖をいたします。

また、駐車許可書を発行してですね、関係車両以外の駐車車両進入をですね、防止いたすところでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したい

と考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君) 本件について、地元委員として発言いたします。7月15日、現地確認を行い、申請者に面会してまいりました。

許可申請地は、譲渡人が耕作しておりましたが、近隣の■■■■■■■■■■の関係者の駐車場確保するため、計上するものです。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いますが、近隣の営農への被害防除措置がとられていること。利用後は農地で復旧すること、第2種農地に該当し、転用可能な農地のことから、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議よろしくお願いたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

申請地は■■■■■■■■■■外2筆、地目 田、現況 畑、地積合計 734平方メートルでございます。転用目的は資材置場、転用理由は事業拡大に伴う資材置き場の確保のためとのことでございます。

権利の種類につきましては賃貸借権の設定、農地の区分につきましては第2種農地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

この転用に伴います工事の概要は、資料2 2ページ 4に記載のとおり、主にコンクリ

ート舗装でございます。工期は資料7ページのとおり6か月でございます。土地利用計画につきましては、資料6ページをご参照ください。主にガラス置場として利用いたします。周囲への防除対策といたしましては、場内はコンクリート舗装のため、雨水は地下浸透施設を設置し、敷地内において処理いたします。隣地との境界は、200センチのコンクリートヤードを設けます。なお、[REDACTED]外4筆を現在使用しており、申請地については、出入口を設置いたしません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第4班の代表の委員より報告願います。11番 橘川委員

○11番（橘川 利一君）それでは農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番の調査結果を報告させていただきます。[REDACTED]外2筆合計734平方メートルです。現地は栗が植えられており、下草もなく農地として適正に管理されておりました。今回の申請は譲受人が、事業拡大を図るための用地確保で、申請内容を見ても工事や安全対策等、適切な対応がなされるものとあると推察をいたします。

以上のことから、第4班といたしましては、転用はやむを得ないものと判断をいたしました。皆様の御審議よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、[REDACTED]外2筆、地目、田、現況、畑、地積合計734平方メートルの農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

参考人()君)本日は参考人として出席させていただきました代理人の、
)の)と申します。それでは、議長より、お話がございましたとおり、御説明をさせていただきます。

1点目の転用を行う理由と、この地を選定した理由についてということで、必要とする理由書にも記載をさせていただきましたけれども、昨今の世の中を経て、ライフスタイルが変わったことによりまして、家庭用のごみ、特にガラス容器のごみが増えている状況です。SDGs等の世界情勢もありまして、リサイクル、また資源化というのが非常に求められております。またごみの減量化等も進める中でですね、こういった資源の再利用ということが盛んに叫ばれております。2020年から約1.4倍の増加量となっております、現在、隣接地で置場を転用して使用しておりますけれども、そこだとなかなか業務上難しいということなので今回、転用を希望しました。

また、隣接地で業務を行っている関係上、直近でありますので、非常に効率的に安全対策もってですね、業務ができるということでこの地を選定させていただきました。

土地利用計画及び施設の概要ということで、土地利用についてはですね、隣接地がございますので、新たに今回の申請地、道路に面しておりますけれども、道路から進入路を設けないで、隣接の土地から、既存の置場の土地へ入るといふことの形で計画をしております。また施設の概要としましては、全て既存の、どこもそうですけどコンクリートで全面舗装をしております、図面等から、雨水等が浸入しないよう、様座なものが侵入しないようになっています。基本的にガラスを置きますので、ガラスは鉱物の一種でございますので、特に有害なものが浸透するということはありませんけれども、基本的にコンクリート敷きで施設を作ります。

転用の計画と周辺の防除対策等ということで、周辺の防除対策についてはですね、既存のところもそうですけれども、2メートルのコンクリート壁を設けまして、周辺に行かないような壁をつくります。また、雨水に関しても、下水道課に確認をさせていただいて、オーケーでしたけれども、地下に雨水浸透柵を設けまして、その浸透柵で雨水を処理するという形になっておりますので、周辺の防除対策などはございません。抜本的に周辺は人が住んでいない状況の場所でございますので、周辺環境等も、あまり大きく、苦情等もするような場所がございません。既存がございますので、周りに飛散するようなことがないよ

うにやっています。

それから転用計画、工期等も含めて、御説明をさせていただきますけれども、工期は半年間を予定させていただいております。

転用が完了しまして9月から、様々な準備を行って、終了が6か月後という形で、考えております。工程表も検討したとおりの形で、行いたいと思います。

工期は余裕を持って行っておりまして、昨今の物資の不足等も考えられますので、余裕を持った形で組んでおりますけれども、6か月をお願いしております。

工事期間中の安全対策ということで、周辺住民もおりませんし、また通行も少ないところでございますが、工事期間中はですね、工事の現場の中に人が入らないよう、また、様々な関係者以外の者が立ち入らないような安定対策を設けてですね、工事を進めていきたいというふうに考えております。

隣接耕作者と周辺地域の説明状況についてということで、隣接の地主の方には、御挨拶をさせていただいております。周辺、これまでも、 が置場として使っておりましたので、その辺の特徴に関してはですね、御理解をいただいております。

また工事の内容またこういった形で、工期も組んでおりまして、内容もこういった形ということで、それは資料をもって、周辺の住民の方に、地権者の方にも御説明をさせていただいております。

施設の管理計画についてということでございますけれども、これも既存の土地を拡張することですので、現在も係員なり、現場の者がいてですね、責任を持って運営をさせていただいております。先ほどこの地を選定した理由の一つが、他の場所であると、なかなか安全管理が行き届かないところもあったりしますけれども、既存の隣接地でございますので、従業員等を安全対策が十分にできるところも含めて、今回の土地を選定した理由になっておりますので、施設はしっかりと管理しております。また、老朽化等を内容に、修繕もしっかり行って計画を立てております。以上で私の回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたし

ます。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君) 本件について、地元人として発言いたします。7月15日、現地確認を行い、申請人に面会してまいりました。許可申請地は、譲渡人が栗を栽培しておりました。後継者もなく、自身も高齢になり、農業経営が難しくなったため、転用して土地活用を図りたいということでした。地元委員としては、農地が減少することは残念な思いですが、家庭の状況、近隣の営農への被害防除措置がとられていること。第2種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。皆様の御審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号10番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長(古塩 貞夫君) 次に、日程第2号、議案第32号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会資料9ページをご覧ください。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について」でございます。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に規定する綾瀬市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改定に対する意見を求めます。

提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法の一部改定に伴い、令和5年7月10日付けで綾瀬市長から依頼のあった「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改定に対する意見を求めたく提案するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件については、綾瀬市農業振興課総括副主幹に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人として、農業振興課総括副主幹に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきました、まことにありがとうございます。ただ今より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定について、意見調整をいたすところです。それでは、その概要等について、ご説明をいただきたいと思っております。なお、ご説明が終了しました後に、委員から意見等がありましたらお答えください。

○参考人（農業振興課 田中総括副主幹）農業振興課田中です。本日はよろしくお願いたします。着座にて失礼させていただきます。

それでは、議案第32号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定につきまして、概要の説明をさせていただきます。

まず、基本構想についてでございます。正式名称を農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想でございまして、農業経営基盤強化促進法第6条により、市町村がその地域の将来の農業のあるべき姿についてそのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定する構想で、県基本方針に即して、その後の10年間につき定めるものでございます。市町村が、基本構想を策定・変更することによりまして、法に規定された各制度・事業 認定農業者制度、認定新規就農者制度、利用権設定等促進事業等が運用されております。

現在、改正法附則の経過措置により令和5年9月までは、現行の基本構想で各制度及び事業が運用可能でございますが、今回の改定の理由につきましては、今回令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、神奈川県の基本方針が見直されたことに伴い、それに合わせて市の基本構想も今回法改正で盛り込まれた内容を追加し、変更する必要があります。

なお、この基本構想の見直しを、令和5年9月までに変更公告出来なかった場合は、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとする認定農業者制度や、新たに農業を始める

認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとする認定新規就者制度、また、市町村が農業委員会等の関係機関等と協力して、農用地の貸借等の効果を集団的に生じさせる利用権設定等促進事業等の農業経営基盤強化促進法に規定された各制度・事業の運用が出来なくなるとのことでございます。

また、今回の基本構想の改定につきましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき、地域における望ましい農業構造を確立する観点から、農業委員会の意見を聴かなければならないとされておりますので、今回議案として提出させていただきました。

次に、今回の法改正に伴う基本構想見直しの主な内容について御説明をさせていただきます。

議案書9ページと当初の基本構想案を照らし合わせてご覧いただきたいと存じます。

まず1番目の改正点として、別に配付させていただきました基本構想案の12ページから13ページに掲載しております、農業を担うの確保及び育成に関する事項の記載の追加、主に農業担う者の確保及び支援の考え方、就農と希望者の受入れ体制の確保、市町村内の関係機関との役割分担、連携の考え方等についてとなっております。

次に、2番目の改正点として、基本構想案の24ページに記載されておりますが、協議の場の設置の方法、地域計画の区域中、地域計画の策定及び地域計画に基づく基本用地の利用権の設定等についての進め方に関する、地方の地域記載追加です。

地域計画とは、地域農業の将来の在り方を示してきた人・農地プランを法定化し将来の農用地利用の姿である目標地図を加えたもので、令和7年3月までに策定することとなっております。

次に、3番目の改正点といたしまして、令和2年4月に一部改正された農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地利用集積円滑化事業は、農地中間管理事業へ統合一体化されたため、農地利用集積円滑化事業の記載を削除するものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、今後県と協議し、県知事の同意を得た後に、9月末までに公告することになっております。概要につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。参考人の説明が終わりました。資料3です。ね、あらかじめ皆さんに配付してあると思いますが、ちょっと内容が多いんです。変更点は寡占しているところ部分が、変更になったところだということでございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。 第1地区 高橋推進

委員

○第1地区(高橋 重雄君)一応農地利用の件について、県のほうで一元化するのですか。

○参考人(農業振興課 田中総括副主幹)将来的にはすると伺っております。

○第1地区(高橋 重雄君)市のほうで云々じゃなくて、県のほうで一元化ですか。

○参考人(農業振興課 田中総括副主幹)そうですね。私はそう伺っております。

○第1地区(高橋 重雄君)すいません、一応なるのはまだ先ですよ。

もう一つだけ、9ページの関係の理由のところ、認定農業者制度を新規就農者制度を利用、施設限定の従業者等の指定解除、規定のほうがあるんですが、これ農業にやっていく上で、私の家もそうなんですが後継者の育成というのは、抜けてるのか書いてないのかわからないんですけど。農業、私のところをもう始めて、約7、8年経ちましたが、後継者云々は、そんなことを言ってる場合ではなくなりましたが、これから、今若い人たちが本当にこういう子供がいられます。その中で、その家の後継者をどうするかっていうのもあると思うんですが、農業をやるやらないはあるんですけど。

ただ、農業後継者したいというときに今回もその前もそうですが、後継者を云々は抜けるんですね。親がやってるから、後継者はやんなくなつてやるだろうという時代ではないと私は思ってるんですよ、後継者も一応、新規就農者と同じぐらいの感覚でないと。

これから農業をやっていく、または繋いでいくっていう面では、結構大変なところもあるんで、その辺のところはどのように考えられてるかちょっとお聞きしたいんです。

○議長(古塩 貞夫君)事務局

○事務局(三枝次長)今回の農業経営基盤の強化に措置に関する基本的な構想につきましては、確かにおっしゃるとおりですね、後継者のことについて第1に書いてある部分がないというのは御指摘のとおりだと思います。

ただ私ども、委員おっしゃったとおりですね、重要な課題の一つだというふうには捉えておりますので、それを補完する制度、例えば支援の対象の年齢ですとか、支援対象をどのように見直していくのか。この辺をですね検討し始めたところでございますので、ぜひとも御理解いただきたいと思っております。

○第1地区(高橋 重雄君)はい。

○議長(古塩 貞夫君)何か取り急ぎの改定を求められているようでですね、今事務局のほうで、いろいろ調整してこのような案が出来たようでございます。

○議長(古塩 貞夫君)他に、意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) この件に対しますご意見等は以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。以上をもって、ご退席いただきます。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席されました。改定の理由は法改正による基本構想の改定でありますので、意見なしということで綾瀬市長に回答することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございます。次に、日程第3号、報告第6号、専決処分等についてを議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長(浦山事務局長) 日程第3号「報告第6号 専決処分等についてでございます。本件につきまして、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件及び、同法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

始めに、議案書の10ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号5番の1件でございます。転用の内容は、共同住宅で、地積203.07平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、11ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出、整理番号11番から14番の4件でございます。

転用の内容は、整理番号11番、12番につきましては物流施設で、地積合計51,919.78平方メートルでございます。整理番号13番、14番につきましては住宅敷地で、地積合計1,116平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

2の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。整理番号6番、7番の2件でございます。この届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、議案書の15ページをご覧ください。3の「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有適格法人の事業等の報告」でございます。「農地所有適格法人が農地を所有し、その農

地又はその法人以外の者が所有する農地を耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない」と規定されており、その提出があったものでございます。1の法人の概要につきましては、名称、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、経営面積は、15,480㎡で綾瀬市及び藤沢市で耕作の事業に供しております。常時従事者は、代表者1名、議決権の数は500株、議決権の割合は100%でございます。2の事業の種類等につきましては、露地野菜を生産しており、売上高は令和4年の実績がXXXXXXXXXX円、令和5年度の見込みはXXXXXX万円でございます。3の利用権の設定を受けた農地につきましては、記載のとおりでございます。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

4の「農用地利用状況報告」でございます。この報告は、「綾瀬市新規就農等にかかる基準」の規定に基づき、農地利用集積計画により利用権の設定を受けた新規就農者が、就農後3年間その農地の利用状況を1年ごとに農業委員会へ提出されるものでございます。このたび、2名の新規就農者から提出されております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第6号、専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、第37回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦勞様でした。

15時58分 閉会

これもちまして、第 37 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。


15 時 58 分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

細谷 則子 

綾瀬市農業委員会委員

見 上 